

令和4年7月21日

総務企画常任委員協議会会議概要

委員長 大 矢 保

副委員長 山 崎 翔 一

1 開催日時 令和4年7月21日（木曜日）午前10時58分～午前11時19分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 報告事項

(1) 市税及び国民健康保険税等の収納状況について

(2) 第26回参議院議員通常選挙の期日前投票所における二重投票について

○出席委員

| | | | |
|------|---------|----|---------|
| 委員長 | 大 矢 保 | 委員 | 山 脇 智 |
| 副委員長 | 山 崎 翔 一 | 委員 | 木 下 靖 |
| 委員 | 軽 米 智雅子 | 委員 | 丸 野 達 夫 |
| 委員 | 万 徳 なお子 | 委員 | 渋 谷 勲 |
| 委員 | 秋 村 光 男 | | |

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|---------|----------|---------|
| 総務部理事 | 佐 藤 芳 之 | 監査委員事務局長 | 太 田 綾 子 |
| 企画部長 | 織 田 知 裕 | 総務部次長 | 工 藤 拓 実 |
| 企画部理事 | 奥 崎 文 昭 | 税務部次長 | 柴 田 一 史 |
| 税務部長 | 川 村 敬 貴 | 総務課長 | 竹 内 巧 |
| 浪岡振興部長 | 三 浦 大 延 | 納税支援課長 | 松 本 和 久 |
| 会計管理者 | 柿 崎 哲 男 | 関係課長等 | |
| 選挙管理委員会事務局長 | 山 谷 直 大 | | |

○事務局出席職員氏名

| | | | |
|---------|-------|---------|---------|
| 議事調査課主幹 | 吹 田 匠 | 議事調査課主査 | 柿 崎 良 輔 |
| 議事調査課主事 | 笹 雄 貴 | | |

○大矢保委員長 それでは、時間前ですが、ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。

また、本日は、館山総務部長が腰の病気のために欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、「市税及び国民健康保険税等の収納状況について」税務部長より報告を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 令和3年度の市税及び国民健康保険税等の収納状況について御報告いたします。

まず、資料1の「1 調定額、収入額、収入未済額及び収納率について」の表中、上段右側の収納率を御覧ください。

令和3年度市税全体の収納率は95.01%と、前年度と比較し1.06ポイントの増となっております。その内訳として、現年課税分が99.20%、前年度と比較し0.76ポイントの増、滞納繰越分が23.85%、前年度と比較し7.53ポイントの増となっております。

次に、表の中ほどにあります国民健康保険税については、令和3年度全体の収納率は65.45%と、前年度と比較し1.63ポイントの増となっております。その内訳として、現年課税分が92.08%、前年度と比較し1.20ポイントの増、滞納繰越分が13.90%、前年度と比較し1.11ポイントの減となっております。

また、その下の後期高齢者医療保険料については、令和3年度全体の収納率は98.70%と、前年度と比較し0.01ポイントの増となっております。その内訳として、現年課税分が99.54%、前年度と比較し0.02ポイントの減、滞納繰越分が33.92%、前年度と比較し2.10ポイントの減となります。

最後に、介護保険料については、令和3年度全体の収納率は97.84%と、前年度と比較し0.48ポイントの増となっております。その内訳として、現年課税分が99.36%、前年度と比較し0.08ポイントの増、滞納繰越分が21.49%、前年度と比較し0.12ポイントの減となっております。

続きまして、資料1の下段にあります「2 収入未済額について」の表を御覧ください。

令和3年度の収入未済額は、市税全体では16億5007万円と、前年度の20億502万6000円に対し3億5495万6000円の減となっております。また、同様に、国民健康保険税では3億2060万7000円の減、後期高齢者医療保険料では73万9000円の減、介護保険料では1763万4000円の減となっており、全体で6億9393万6000円の縮減を図ることができました。

令和3年度における市税、国民健康保険税及び介護保険料の現年課税分の収納率は、平成17年度の新市発足以来、過去最高の数値となり、収入未済額においても、前年度を大きく縮減させることができました。その大きな要因としては、令和2年度において、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における特例措置として実施

した徴収猶予分が、令和3年度において順調に納付されたことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響で納付困難な方には早期に徴収猶予や減免の案内を行ったこと、併せて、資力のある方へは催告の強化を行ったことなどが挙げられるものと考えております。

次に、資料2の「令和3年度における市税等の徴収猶予及び減免について」を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して、前年の合計所得額に応じて国民健康保険税等を減免するものであり、令和3年度の適用状況は、国民健康保険税で319件、5330万5000円、後期高齢者医療保険料で11件、91万3000円、介護保険料で69件、399万円、合計で399件、5820万8000円となっております。

令和4年度においても、これら国民健康保険税等の減免制度は引き続き継続されておりますが、徴収猶予の特例制度については、国からの通知がないことから、納付困難な状況がまだ続いている方には、通常の税の猶予制度である換価の猶予、すなわち分割納付でありますけれども、それを適用するなどの対応を行ってまいります。

なお、御参考といたしまして、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における令和3年度固定資産税の課税に係る軽減措置の適用状況を、資料2の下方の表にお示しております。①【土地】負担調整措置は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3年度に限り、地価の上昇した土地について前年度の税額に据え置く措置であり、8078件、978万5000円の軽減を行いました。また、②は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が一定程度減少した中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税を、令和3年度に限り、2分の1またはゼロとする軽減措置であり、618件、4億2079万8000円の軽減を行ったところであります。

市税等は、市政運営の礎でありますので、令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、猶予や減免の制度を適切に運用しつつ、市税の安定確保に努めてまいります。

以上でございます。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 国保が65%強に上がったんですけれども、もし分かったら、この全国平均などを教えてください。

続けて幾つか質疑していいですか。

分割納付というのは何分割まで可能なのか。2回なのか、10回なのか。

あと、滞納している人の年代とか、やっぱり今、物価が上がっているから、すごくやりくりが大変になっていると思うんですけれども、もしそういうのが分かれば、

この機会に教えてください。

○大矢保委員長 いいですか。税務部長。

○川村敬貴税務部長 国保の収納率については、手元にちょっと細かい数字はありませんけれども、現年課税分で、全国で大体 93%程度です。滞納繰越分と合わせますと、これよりも若干低くなりますけれども、本市の滞納繰越分の収納率は、収入未済額がまだまだ多くありますので、全国平均に比べてかなり下となります。昨年度の状況でいえば、収納率は、県内の市部でも最下位のほう、それから、中核市 62 市ありますけれども、それでも下から数えて何番目というふうな状況でしたので、その状況が少し改善されてきたという状況にあります。

ちなみに、滞納繰越分は、私が納税支援課長になった際——10 年ほど前ですけれども、そのときにはまだ 38 億円ありまして、現在 20 億円ちょっとになっていますので、かなり縮減してきたというふうに申し上げておきたいと思います。

それから、分割納付ですけれども、これは地方税法に規定されておりまして、原則は 1 年間、12 回の制度ですが、1 年間でなお状況が改善されず納付が困難という方に関しては、これをもう 1 年延長して 24 回まで、制度としては認めることができます。ただ、現実的には、そのようにしゃくし定規に 12 回、24 回とやっても、なかなか生活の状況が改善しない方もたくさんいらっしゃいますので、そこは臨機応変に、私ども、分割納付の相談に乗っているところであります。

申し訳ございません。最後の御質疑がちょっと聞き取れませんでしたので、もう一度お願いできますか。

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 国保を滞納されている方々の年代、つまり、御商売されている現役の世代の人たちが多いのか、それとも、年金生活者の高齢者が多いのかというところが、ちょっと知りたいところでした。

○大矢保委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 続けてお答えさせていただきます。

これは、一概にどの年代に偏っているという状況ではありませんで、国保につきましても、本市は全加入者のおおむね 7 割が法定軽減を受けるような状況でありまして、例えば、本市の個人住民税納付者——全体で 13 万人くらいおりますけれども、課税標準額が 100 万円いかない方がその 4 割を、課税標準額が 200 万円以下の方が 6 割を占めております。したがって、市全体としては、もちろん高額のある方もいらっしゃるんでしょうけれども、全体的に収入が低い状況でありまして、特に国保は、その中でも低い収入の状況の方が多くおりますので、法定軽減の対象が 7 割程度、どの世代においても、やはり、収入によって、生活がなかなか厳しいという方がいらっしゃいますので、年代別に偏っているというふうな特徴的な傾向は見られないというか、逆に、広く生活に困っている方はいらっしゃるというふうに申し上げたいと思います。

○大矢保委員長 万徳委員、よろしいですか。ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「第 26 回参議院議員通常選挙の期日前投票所における二重投票について」報告を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 去る令和 4 年 7 月 10 日に執行されました第 26 回参議院議員通常選挙の期日前投票所において発生した二重投票の事案について御報告申し上げます。

事案発生日時は、令和 4 年 7 月 7 日の 14 時 22 分頃、場所は、ユニバース、ラ・セラ東バイパスショッピングセンター内の期日前投票所であります。

令和 4 年 7 月 3 日に既に自分の投票を済ませていた女性の有権者の方が、青森市外に滞在している自分の子ども——この方は男性のお子さんですけれども、その子どもさんの代理で、その不在者投票の手続をするために、期日前投票所に来所されました。

女性は、必要な書類を提出し、不在者投票に係るその場での手続を終了しましたが、その子どもの分の投票所入場券を持参しており、そのまま、その入場券により投票の受付を行い、選挙区及び比例代表の投票を行ったものであります。事務従事者が本人ではないことに気づいたときには、既に投票を終えておりました。

持参した子どもの投票所入場券には男と記載されていることもあり、受付時に本人確認をきちんと行っていけば、本人ではないと容易に気づくことができたものと考えられますが、本人確認が不十分であったために発生した事案であります。

このたびの事務処理ミスにより、関係各位に御迷惑をおかけいたしましたこと、この場をお借りして改めてお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

この事案の取扱いであります。子どもの分として受付処理された投票履歴につきましては取消しをいたしましたことから、選挙区及び比例代表の投票総数は、投票者数に対し各 1 票多い状態となりましたが、投じられた票は、正しく候補者名等が記入されて投函されていけば、有効票として取り扱うこととなるものであります。

事案発生後から、直ちに、事務従事者に対して、生年月日・性別などから本人確認を徹底するよう周知を行ったところであり、今後執行される各種選挙におきましても、本人確認の徹底はもちろんのこと、不在者投票の事務処理手順を見直すとともに、新たに、不在者投票の受付時には、すぐ不在者投票を請求中である旨の表示ができるようなシステム改修に向けて、システムの開発元に要望したところであり、今後とも適正な選挙事務の管理執行に努めてまいります。

以上でございます。

○大矢保委員長 ただいまの報告について御質疑等ありますか。木下委員。

○木下靖委員 確認しますけれども、今、選挙管理委員会事務局長から、不在者投票の手続をしにラ・セラの期日前投票所に見えたということなんですが、形として

は、子どもの入場券を持って、外見上は、投票に来たという状況ですよね。

○大矢保委員長 選挙管理委員会事務局長。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 先ほども申しあげましたけれども、そのお子さんの不在者投票の手続を代理で行うために、期日前投票所に来たと。それで、その不在者投票のために必要な書類を提出したと。ただ、御本人は、その子どもの入場券も持っていて、そのままの流れで、その子どもの入場券を使って投票の受付をしたと。それで、この後、御本人にも改めて確認して、制度の御説明をさせていただいたんですけれども、その際に、その方は、制度をよく分かっていなくてごめんなさいねというようなこともおっしゃっていて、要は、勘違いで、お子さんの不在者投票の手続を代理でやるということは、自分が不在者の代わりに投票できるという勘違いをされていて、そのまま、お子さんの入場券を使って、受付に行ってしまったということでもあります。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 多分、実態はそうなんだろうと思うんですよ。ただ、その入場券の男女の確認もそうなんです、これは7月7日の14時22分頃という話で、お子さんがどこに住んでいるかは分からないんですけれども、通常、不在者投票の手続をするのに、投票日まであと3日しかない状況で、非常に厳しいというか、普通に考えればちょっと無理かなみたいになるんです。ただ、申請されれば、必要書類は出さなければいけないということだったと思うんですが、出すこと自体はしようがないんですけれども、その辺でも、ちょっと注意が必要だったのかなと。今からだと、不在者投票に間に合うかどうかというのは大変ですよというところが、ちょっと疑問に思ったので、その辺も一つ、チェックの対象にしてもらえればいいかなと思います。

○大矢保委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 あと、あれですよ、その不在者投票の書類を受け取ったときに、本来であれば、そのはがきも受け取らなければならないということですよ。その辺はどういうふうにされていたんですか。

○大矢保委員長 選挙管理委員会事務局長。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 不在者投票される場合は、必ずしも投票所入場券を提出しなければならないわけではないので、もちろん、一般的には市外におられる方が手続をします、その場合、市外におられる方は投票所入場券が届いていないことも当然ありますので、必ずしも投票所入場券を提出しなければならないということではないんですけれども、ただ、今回の事案を受けまして、今、軽米委員がおっしゃったとおりに、投票所入場券をお持ちですかということを確認して、持っていた場合には回収するというような手順の見直しを行うこととしたところがあります。

以上です。

○大矢保委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 当然、その場に持ってこない方もいらっしゃると思うので、もし投票所入場券があったら破棄してくださいねということも、持ってきていなかったら、その分も言うど。とにかく、本人も、手続する方々も、よく分からないで来ているというのはそのとおりなんですよね。なので、やっぱり、その辺の説明なども丁寧に、これからしていけばいいかなと思います。

以上です。

○大矢保委員長 ほかに発言ありますか。秋村委員。

○秋村光男委員 二重投票とは直接関係ないんですけども、この母親が持っていった券が息子の分だったわけですよ。これ、もし娘の場合だったら、女と書かれていますから、そのまま何も問題なく投票が済むということになりますか。

○大矢保委員長 選挙管理委員会事務局長。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 もちろん、入場券に女という記載があったとしても、生年月日などから本人確認を徹底することにしておりますので、そこはきちんとやっていきたいと思っております。

○大矢保委員長 ほかに発言がなければ、質疑はこれにて終了してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 この際、ほかに理事者から報告事項等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 また、委員の皆さんから御意見等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。これにて本日の協議会を閉会いたします。御苦労さまでした。

(会 議 終 了)